

裁 決 書

審査請求人

横浜市

処分庁

横浜市 福祉保健センター長

平成29年3月27日付けで [] (以下「請求人」という。) から提起された審査請求 (平成28年度 (審) 第126号) について、次のとおり裁決します。

1 主 文

- (1) 本件審査請求のうち、平成28年12月1日及び平成29年1月1日を実施年月日として平成29年1月23日付けで横浜市 福祉センター長が行った生活保護変更決定処分を取消す。
- (2) 本件審査請求のうち、平成28年11月1日を実施年月日として平成29年1月23日付けで決定した処分の取消しを求める部分に係る審査請求は棄却する。
- (3) 本件審査請求のうち、平成29年2月1日を実施年月日として同年1月23日付けで決定した処分の取消しを求める部分に係る審査請求は却下する。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2 (1) 事案の概要」に記載のとおり。

(2) 本件に係る法令等の規定

審理員意見書の別紙2に記載のとおり。

(3) 前提事実

当事者に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、横浜市 区に長女及び長男とともに3人世帯として居住し、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第1項第3号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から法第25条第1項及び第2項に規定する職権による保護の決定及び実施に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成19年2月1日を実施年月日として、処分庁は請求人世帯に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 平成28年1月15日、処分庁は請求人から、長女（当時高校1年生）が高校卒業と同時にネイル資格を取得してプロネイリストとして就職する夢ができ、通学費用を貯めるため、部活を辞めて12月からアルバイトを始めたとの報告を受け、高校2年生の4月（平成28年4月）から資格を取得できるネイルスクールに通学したいので、その学費に充てるため、長女のアルバイト収入について収入認定除外できないか、との相談を受けた。

オ 同月21日付けで、請求人はA社に対して、力の費用について学費ローンの申込みをした。同ローンの申込書である「スクールプラン申込書」には、現金価格の合計1,243,948円、頭金0円、分割払手数料率（実質年率）4.5%、毎月分割支払金30,000円である旨が記載されている。

カ 同月25日、長女はネイルスクールに入学の申込みをした。「入学申込書」には、入学金、受講料、教材費を含めて総額1,243,948円、納付期限は受付時（平成28年1月25日）である旨が記載されている。

キ 同日、処分庁は請求人から、ネイルスクールの費用と収入に関する自立更生計画書を収受した。同計画書には次の内容が記載されている。

- ・自立するために必要となる経費
入学金、テキスト代、授業料、検定料
- ・収入認定除外する就労収入
就労先 B店
毎月の収入金額（目安） 60,000円
- ・経費の具体的な管理方法
口座管理（請求人の口座）
- ・経費の使用予定時期
平成28年3月末

ク 同日付け「控除計画表」には、キの自立更生計画書により申し出のあった経費に関して、次の内容が記載されている。

経費の管理方法 請求人の口座
管理状況報告頻度 目標金額到達時 それ以降は収入申告の際に報告
目標金額 141,468円
使用予定時期 平成28年3月
控除計画

控除年月 (給与受領月)	毎月の収入充 当額（目安）	控除金額	控除残額
平成28年1月	27,373	27,373	114,095
平成28年2月	66,540	66,540	47,555
平成28年3月	47,555	47,555	0

ケ 同年1月28日及び同年2月10日、処分庁はケース診断会議を実施し、高校生アルバイト収入の収入認定除外の取扱い（平成28年4月から、長女が高校通学と併せて通うネイルスクール入学費用等の収入認定除外が認められるか等）について、検討した結果、ネイルスクール入学金、授業料、検定料、

テキスト代の全てを収入認定除外として認めることとした。

コ 同年2月12日、処分庁は請求人に対し、上記ケース診断会議の結果を伝えた。

サ 同月18日、処分庁は請求人及び長女から、長女がネイルスクールに申込みをしたとの報告を受けた。併せて、学費として毎月3万円の支払いがあるが、余力があれば収入の基礎控除分からも学費返済に充てていきたいとの意向を聴取した。

また、学費は保護者の口座からの振込となるため、請求人名義の口座を新しく開設し、入金を確認していくこととした。

同日の処分庁の記録には、「ネイルスクール費用総額」として、検定料を含めて1,419,815円と記載されている。

シ 同年11月18日、処分庁は請求人から、10月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の給与明細書の写しを収受した。これらによると、請求人の同月の就労収入は52,830円であり、所得税は1,618円である。

ス 同日、処分庁は長女から、11月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の給与明細書の写しを収受した。これらによると、長女の同月の就労収入は41,147円である。

セ 同年11月21日付けで、処分庁は請求人に対し、同年11月1日及び同年12月1日を実施年月日として、次のとおり、就労収入認定変更等を理由とする保護変更決定処分を行った。

<平成28年11月分>

最低生活費	291,170円… (A)
生活扶助費	201,410円
(基準生活費。冬季加算額4,160円を含む。)	
住宅扶助費	68,000円
教育扶助費	9,490円
一時扶助費 (高校基本額等)	12,270円
収入充当額	89,183円 (=①+②+③+④) … (B)
就労収入 (請求人)	52,253円
必要経費 (請求人)	△1,600円
基礎控除 (請求人)	△18,800円 (1人目)
小計	31,853円…①
児童扶養手当 (請求人)	47,330円…②
児童手当 (請求人)	10,000円…③
就労収入 (長女)	41,147円
基礎控除 (長女)	△15,000円 (2人目)
未成年者控除 (長女)	△11,400円
収入認定除外額 (長女)	△14,747円
小計	0円…④

支給額 201,987円 (= (A) - (B))

また、同処分により発生した追加支給額2,820円については、同年12月2日に

追加支給することとした。

<平成28年12月分（以降）>

最低生活費	314,510円… (A)
生活扶助費	224,750円
(基準生活費。冬季加算額4,160円及び12月のみ期末一時扶助費23,340円を含む。)	
住宅扶助費	68,000円
教育扶助費	9,490円
一時扶助費（高校基本額等）	12,270円
収入充当額	97,003円 (=①+②+③+④) … (B)
就労収入（請求人）	52,253円
必要経費（請求人）	△1,600円
基礎控除（請求人）	△15,980円（2人目）
小計	34,673円…①
児童扶養手当（請求人）	52,330円…②
児童手当（請求人）	10,000円…③
就労収入（長女）	68,733円
必要経費（長女）	0円
基礎控除（長女）	△20,400円（1人目）
未成年者控除（長女）	△11,400円
収入認定除外額（長女）	△36,933円
小計	0円…④

支給額 217,507円 (= (A) - (B))

ソ 同年12月2日、処分庁は、上記セの決定処分に基づき、11月分追加支給額2,820円及び12月分217,507円の合計220,327円を請求人に支給した。

タ 同年12月15日、処分庁は請求人から、11月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の給与明細書の写しを収受した。これらによると、請求人の同月の就労収入は52,230円であり、そのほか賞与10,000円がある。また、所得税は1,906円である。

チ 同日、処分庁は長女から、12月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の給与明細書及び源泉徴収票の写しを収受した。これらによると、長女の同月の就労収入は100,980円であり、そのほか還付税22,153円がある。

ツ 平成29年1月分の定例支給日に、処分庁は、上記セの決定処分に基づき、同月分として194,167円（12月分の217,507円から同月のみ支給される期末一時扶助費23,340円を除いた額）を請求人に支給した。

テ 平成29年1月17日、処分庁は請求人から、平成28年12月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の給与明細書の写しを収受した。これらによると、請求人の同月の就労収入は63,285円であり、所得税は1,800円である。

ト 同日、処分庁は長女から、同年1月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の給与明細書の写しを収受した。これらによると、長女の同月の就労収入は77,587円であり、そのほか報奨金（賞与）3,000円がある。

ナ 同年1月23日付けで、処分庁は請求人に対し、平成28年11月1日、同年12月1日、平成29年1月1日及び同年2月1日をそれぞれ実施年月日として、次のとおり、就労収入認定変更等を理由とする保護変更決定処分（本件処分）を行った。

<平成28年11月分>

最低生活費	91,170円… (A)
生活扶助費	201,410円
(基準生活費。冬季加算額4,160円を含む。)	
住宅扶助費	68,000円
教育扶助費	9,490円
一時扶助費（高校基本額等）	12,270円
収入充当額	98,942円 (=①+②+③+④) … (B)
就労収入・賞与（請求人）	62,830円 (52,830円+10,000円)
必要経費（請求人）	△1,618円
基礎控除（請求人）	△19,600円（1人目）
小計	41,612円…①
児童扶養手当（請求人）	47,330円…②
児童手当（請求人）	10,000円…③
就労収入（長女）	41,147円
必要経費（長女）	0円
基礎控除（長女）	△15,000円（2人目）
未成年者控除（長女）	△11,400円
収入認定除外額（長女）	△14,747円
小計	0円…④

支給額 192,228円 (= (A) - (B))

また、同処分により算定し直した同年11月分の支給額192,228円と上記の決定処分にに基づく既支給額201,987円との差額（保護費過支給額）として9,759円が発生した。… (X)

<平成28年12月分>

最低生活費	314,510円… (A)
生活扶助費	224,750円
(基準生活費。冬季加算額4,160円及び12月のみ期末一時扶助費23,340円を含む。)	
住宅扶助費	68,000円
教育扶助費	9,490円
一時扶助費（高校基本額等）	12,270円
収入充当額	154,807円 (=①+②+③+④+⑤) … (B)
就労収入（請求人）	52,230円
必要経費（請求人）	△1,906円
基礎控除（請求人）	△15,980円（2人目）
小計	34,344円…①

児童扶養手当（請求人）	52,330円…②
児童手当（請求人）	10,000円…③
就労収入（長女）	100,980円
必要経費（長女）	0円
基礎控除（長女）	△23,600円（1人目）
未成年者控除（長女）	△11,400円
収入認定除外額（長女）	△30,000円
小計	35,980円…④
税還付金（長女）	22,153円…⑤

支給額 159,703円（＝（A）－（B））

また、同処分により算定し直した同年12月分の支給額159,703円と上記ツの既支給額217,507円との差額（保護費過支給額）として57,804円が発生した。
…（Y）

<平成29年1月分>

最低生活費 291,170円…（A）

生活扶助費	201,410円
（基準生活費。冬季加算額4,160円を含む。）	
住宅扶助費	68,000円
教育扶助費	9,490円
一時扶助費（高校基本額等）	12,270円

収入充当額 124,402円（＝①＋②＋③＋④）…（B）

就労収入（請求人）	63,285円
必要経費（請求人）	△1,800円
基礎控除（請求人）	△17,000円（2人目）
小計	44,485円…①
児童扶養手当（請求人）	52,330円…②
児童手当（請求人）	10,000円…③
就労収入・賞与（長女）	80,587円（77,587円＋3,000円）
必要経費（長女）	0円
基礎控除（長女）	△21,600円（1人目）
未成年者控除（長女）	△11,400円
収入認定除外額（長女）	△30,000円
小計	17,587円…④

支給額 166,768円（＝A－B）

また、同処分により算定し直した同年1月分の支給額166,768円と上記ナの新年度決定処分に基づく既支給額194,167円（217,507円－期末一時扶助費23,340円）との差額（保護費過支給額）として27,399円が発生した。…（Z）

以上により、戻入総額94,962円（＝X（9,759円）＋Y（57,804円）＋Z（27,399円））が発生し、同年2月から4月までの3か月に分割して31,654円ずつ収入充当することとした。

<平成29年2月分（以降）>

最低生活費 291,170円… (A)

生活扶助費 201,410円
(基準生活費。冬季加算額4,160円を含む。)

住宅扶助費 68,000円

教育扶助費 9,490円

一時扶助費 (高校基本額等) 12,270円

収入充当額 (当月分) 167,182円 (=①+②+③+④) … (B)

就労収入 (請求人) 113,285円

必要経費 (請求人) △1,800円

基礎控除 (請求人) △24,800円 (1人目)

小計 86,685円…①

児童扶養手当 (請求人) 52,330円…②

児童手当 (請求人) 10,000円…③

就労収入 (長女) 77,587円

必要経費 (長女) 0円

基礎控除 (長女) △18,020円 (2人目)

未成年者控除 (長女) △11,400円

収入認定除外額 (長女) △30,000円

小計 18,167円…④

収入充当額 (繰越分) 31,654円… (C)

支給額 92,334円 (= (A) - (B) - (C))

二 同年2月2日、処分庁は、上記の決定処分に基づき、同月分として
92,334円を請求人に支給した。

又 同月17日、処分庁は長女から、2月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の給与明細書の写しを収受した。これらによると、長女の同月の就労収入は84,294円であり、所得税は180円である。

ネ 同月20日付けで、処分庁は請求人に対し、同月1日を実施年月日として、次のとおり、就労収入認定変更を理由とする保護変更決定処分を行った。

<平成29年2月分>

最低生活費 291,170円… (A)

生活扶助費 201,410円
(基準生活費。冬季加算額4,160円を含む。)

住宅扶助費 68,000円

教育扶助費 9,490円

一時扶助費 (高校基本額等) 12,270円

収入充当額 (当月分) 160,289円 (=①+②+③+④) … (B)

就労収入 (請求人) 121,479円

必要経費 (請求人) △1,934円

基礎控除 (請求人) △25,600円 (1人目)

小計 93,945円…①

児童扶養手当 (請求人) 52,330円…②

己ツの
た。

B)

己ナ
10円)

+ Z
654円

児童手当（請求人）	10,000円…③
就労収入（長女）	84,294円
必要経費（長女）	△180円
基礎控除（長女）	△18,700円（2人目）
未成年者控除（長女）	△11,400円
収入認定除外額（長女）	△50,000円
小計	4,014円…④

収入充当額（繰越分） 31,654円…（C）

支給額 99,227円（＝（A）－（B）－（C））

また、当該処分により算定し直した同年2月分の支給額99,227円と上記ノの既支給額92,334円との差額（保護費不足額）6,893円については、追加支給することとした。

<平成29年3月分>【略】

ノ 同年4月18日付けで、処分庁は請求人に対し、同年2月1日を実施年月日として、次のとおり、就労収入認定変更を理由とする保護変更決定処分を行った。

<平成29年2月分>

最低生活費 291,170円…（A）

生活扶助費	201,410円
（基準生活費。冬季加算額4,160円を含む。）	
住宅扶助費	68,000円
教育扶助費	9,490円
一時扶助費（高校基本額等）	12,270円

収入充当額（当月分） 156,275円（＝①＋②＋③＋④）…（B）

就労収入（請求人）	121,479円
必要経費（請求人）	△1,934円
基礎控除（請求人）	△25,600円（1人目）
小計	93,945円…①
児童扶養手当（請求人）	52,330円…②
児童手当（請求人）	10,000円…③
就労収入（長女）	84,294円
必要経費（長女）	0円
基礎控除（長女）	△18,700円（2人目）
未成年者控除（長女）	△11,400円
収入認定除外額（長女）	△54,194円
小計	0円…④

収入充当額（繰越分） 31,654円…（C）

支給額 103,241円（＝（A）－（B）－（C））

また、当該処分により算定し直した同年2月分の支給額103,241円と上記ネの決定により算定した支給額99,227円との差額（保護費不足額）4,014円については、追加支給することとした。

＜平成29年5月分（以降）＞【略】

ハ 平成28年11月から平成29年2月までにおける長女のネイルスクールの学費として請求人の口座から振り込まれた金額は次のとおりである。

平成28年11月28日 30,000円

同年12月27日 30,000円

平成29年1月27日 30,000円

同年2月27日 70,000円

ヒ 平成29年7月10日、処分庁は、審理員からの質問に次のとおり回答している。

	質問内容	回答
質問1	長女のアルバイト収入について一定額を収入認定除外としているのは、課長通知「第8の58」と「第8の58-2」のどちらを根拠として認めているのでしょうか。（後略）	長女のネイルスクール入学前については「第8の58-2」、ネイルスクール入学後については「第8の58」を根拠として認定しています。

フ 平成29年11月21日、処分庁は、審理員からの質問に次のとおり回答している。

	質問内容	回答
質問1	貴庁による平成29年10月10日付け回答書の質問2の回答に、「平成28年4月からは毎月実際に学費として支払っている額の範囲内で控除しています。」とありますが、平成28年11月から平成29年2月までの実際の学費支払額は、それぞれのように確認した上で収入認定除外していたのでしょうか。（後略）	学費の支払いに使用されている口座から引き落とされている金額を都度確認し収入認定除外を行っています。

ヘ 平成28年3月から平成29年2月までの長女のアルバイト収入、基礎控除・未成年者控除・必要経費（以下「基礎控除等」という。）、長女のアルバイト収入のうち処分庁により収入として認定されないものとされた額（以下「収入認定除外額」といい、認定除外とすることを「収入認定除外」という。）、長女のアルバイト収入のうち請求人の口座に振り込まれた額（以下「別口座振込額」という。）及びA社への支払額の関係は次のとおりである。なお、空欄は、事件記録からは不明である。

C))
上記ノ
追加支給

年月日
分を行

C))
上記ネ
1円につ

時期	長女のア ルバイト収入	基礎控除 等差引後	収入認定 除外	収入認定 除外後	別口座振込額	A社への 支払額
H28.3					120,000	100,000
H28.4	80,104	44,559	50,000	-5,441	50,000	50,000
H28.5	65,704	32,292	30,000	2,292	30,000	30,000
H28.6	67,873	33,995	36,000	-2,005	40,000	30,000
H28.7	75,758	40,838	40,000	838	45,000	30,000
H28.8	69,125	35,141	40,000	-4,859	40,000	30,000
H28.9	68,733	34,828	40,000	-5,172	35,000	80,000
H28.10	55,635	26,211	30,000	-3,789	30,000	30,000
H28.11	41,147	14,747	30,000	-15,253	30,000	30,000
H28.12	100,980	65,980	30,000	35,980	60,000	30,000
H29.1	77,587	44,587	30,000	14,587	38,000	30,000
H29.2	84,294	54,014	54,014	0	51,000	70,000

ホ 同日付けで、上記クの控除計画表は変更され、その内容は次のとおりである。

控除年月 (給与受領月)	毎月の収入充 当額 (目安)	控除金額	控除残額
平成 29 年 1 月	30,000	30,000	943,815
平成 29 年 2 月	50,000	50,000	893,815
平成 29 年 3 月	50,000	50,000	843,815
平成 29 年 4 月	50,000	50,000	793,815
(以下略)			

マ 同年5月20日、処分庁は、審査請求人から同年5月の控除計画は、30,000円とする確認をとり、同日付けで収入認定除外額を30,000円とする内容を含む保護決定（平成28年5月分）をした。

ミ 同月30日、処分庁は、審査請求人から控除計画確認用の通帳（写）やネイリスト学校試験代支払明細（写）を受理し、6月の収入認定除外額を36,000円とする要望を受けた。

ム 同年6月21日、処分庁は同日付けで収入認定除外額を36,000円とする内容を含む保護決定（平成28年6月分）をした。

3 審理関係人の主張の要旨

審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理 由

(1) 本件において適用される通知について

ア 長女のような高校生のアルバイト収入については、収入から、勤労に伴う必要経費として基礎控除を行い、また、未成年者控除として月額11,400円を控除し、さらに、勤労収入を得るための必要経費として所得税等の実費を控除して、収入額を認定する（次官通知第8の3（4）ほか）。

イ また、収入として認定しないものとして、次官通知第8の3（3）にアからチまで列挙されているが、同クでは、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるとされた者の収入のうち、（ア）高等学校等就学費の支給

ク 以上のとおり、本件において適用すべき通知は、課長通知第8問58の2に

に対する回答となるから、以下、これを前提に検討する。

(2) 収入認定除外の方法等について

- ア 本件において、課長通知第8問58の2に対する回答を適用して収入認定除外をとするとしても、どのような方法、範囲で収入認定除外するかは当該通知には示されていない。すなわち、本件でいえば、毎月の長女のアルバイト収入からA社への支払いに充てた額を収入認定除外すべきか、それとも長女のアルバイト収入から請求人の口座に振り込んだ額を収入認定除外すべきか、問58の2に対する回答にはなんら言及がない。収入認定除外の運用方法については、関係法令にも規定がないことから、一定程度処分庁の裁量に委ねられていると考えられる。
- イ しかし、課長通知第8問58の2に対する回答の3がいうように、問58の2に対する回答に基づく運用は、被保護者から自立更生計画の提出を受け、これを承認した上で行われるものである以上、処分庁は、各月の収入認定除外額を、一方的に任意に決定できる性質のものではない。自立更生計画の提出に対して処分庁が承認したのであれば、一般に、被保護者は、承認された内容での運用が特段の事情がない限り継続することを期待して然るべきであり、かかる期待は、十分に法的保護に値するものである。そして、処分庁は、各月毎に収入認定除外額を決定していくなかで、被保護者のかかる期待に反しないように配慮する義務があり、仮に、処分庁が特段の事情がないにもかかわらず一方的に当初承認していた運用を変更し、収入認定除外額を決定した上で生活保護費の決定処分が行われたとすれば、前述の被保護者の期待に配慮する義務に違反し、違法となるものと解するのが相当である。
- ウ これを本件についてみると、本件における自立更生計画及びそれに基づく経費の控除計画については、審理員意見書の別紙1の2(3)キ及びクのとおりであるが、ネイルスクール入学前の平成28年3月までは具体的な収入認定除外額の計画が記載されているが、ネイルスクール入学後の平成28年4月以降は、具体的な控除計画の記載はない。したがって、本件において、処分庁が承認した平成28年4月以降の控除計画(収入認定除外の運用)は定かではない。この点、処分庁は、審理員からの質問に対する回答の中で、「学費の支払いに使用されている口座から引き落とされている金額を都度確認し収入認定除外を行っています。」と主張している。審査請求人から具体的な控除計画はないものの、A社への毎月支払額が原則30,000円であること(審理員意見書の別紙1の2(3)サ)を考慮し、処分庁の裁量で収入認定除外額を決定する運用をしていたものと解することもでき、A社への支払額を基準に収入認定除外額を決定する運用をすることが必ずしも処分庁の裁量権の逸脱・濫用に当たるともいえない。
- エ しかしながら、本件においては、平成28年1月28日及び同年2月10日に、処分庁がケース診断会議を実施し、検討した結果、ネイルスクール入学金、授業料、検定料、テキスト代の全てを収入認定除外として認めることとしている(審理員意見書の別紙1の2(3)ケ)。そして、ネイルスクール入学

後の平成28年4月以降、経費の控除計画には、「目標金額」欄に「141,468円」、「使用予定時期」欄には「H28.3月」、「管理状況報告頻度」欄には「目標金額到達時 それ以降は収入申告の際に報告します。」とそれぞれ記載がある（審理員意見書の別紙1の2（3）ク）。また、処分庁は、平成28年5月の控除計画は30,000円とすることを審査請求人に確認したこと及び同年6月の控除を36,000円とする要望を審査請求人から受けたことが認められ、両月ともに、審査請求人に確認した結果又は要望どおりの収入認定除外額となっている（上記2（3）マ、同ミ及び同ム）。さらに、同年4月から同年11月までは、収入認定除外により、長女のアルバイト収入については、収入認定されることはほぼなかったことが認められる。とりわけ、同年6月から同年9月にかけては、仮に、収入認定除外額をA社への支払額とすると、全ての月において収入認定が発生するところ、36,000円又は40,000円を収入認定除外とすることにより、収入認定がほぼ発生しないように運用されていることが認められる。

オ これらの事実を鑑みると、平成28年6月から9月については、A社への支払額と収入認定除外額は一致しておらず、したがって、本件において、A社への支払額を基準に収入認定除外額を決定する運用をしていたとする処分庁の主張は認められがたい。むしろ、本件においては、請求人が提出した自立更生計画及びそれに基づく経費の控除計画でもって、控除金額の累計が「目標金額」（141,468円）に到達することが見込まれる平成28年4月以降は、請求人が月毎に処分庁に収入額を申告し、処分庁は、長女のアルバイト収入については、おおむね収入認定が発生しないように収入認定除外することを承認していたものと考えるのが相当である。そして、請求人は、当該承認された内容による収入認定除外の運用（以下「本件運用」という。）が特段の事情がない限り継続することを期待して然るべきであり、かかる期待は、十分に法的保護に値するものであることは前述のとおりである。また、本件運用を変更したことを確認できる資料は、平成29年2月2日付けで控除計画が変更（上記2（3）ホ）されるまでは見当たらないことから、処分庁は、平成28年4月から平成29年1月までの間は、特段の事情がない限り、本件運用が継続して行われるという請求人の期待に反しないよう配慮する義務があったと解するのが相当である。

カ 上記の検討を踏まえて、本件処分の適法性について、平成28年11月分に係る部分（以下「本件処分1」という。）、同年12月分に係る部分（以下「本件処分2」という。）、平成29年1月分に係る部分（以下「本件処分3」という。）、同年2月分に係る部分（以下「本件処分4」という。）に分けて検討する。

（3）本件処分1の適法性について

ア 本件処分1においては、長女のアルバイト収入について30,000円を収入認定除外した結果、収入認定は発生していない（上記2（3）マ）。したがって、本件運用が継続して行われていることが認められ、違法又は不当な点は

定除
通知
ト収
長女
き
方法
に委

の2
、こ
除外
提出
た内
あ
庁
期待
いに
を決
の期

づく
のと
入認
4月
処分
かで
学費
し収
な控
審理
外額
基準
の逸

こ、
金、
して
入学

認められない。

- イ その他、本件処分1についての検討は、審理員意見書の別紙1の4(3)イのとおりであるからこれを引用する。

(4) 本件処分2の適法性について

ア 本件処分2においては、長女のアルバイト収入について30,000円を収入認定除外した結果、35,980円を収入認定しており(上記2(3)マ)、本件運用と異なる収入認定除外が行われている。しかし、本件運用を変更しなければならぬ特段の事情は、事件記録から認められない。

イ したがって、本件処分2は、本件運用が継続して行われるという請求人の期待に反した形で行われており、処分庁は請求人の期待に配慮する義務に違反しており違法であるといえるから、本件処分2を取り消すべきであるとする審査請求人の主張には理由がある。

(5) 本件処分3の適法性について

ア 本件処分3においては、長女のアルバイト収入について30,000円を収入認定除外した結果、14,587円を収入認定しており(上記2(3)マ)、本件運用と異なる収入認定除外が行われている。しかし、本件運用を変更しなければならぬ特段の事情は、事件記録からは認められない。

イ したがって、本件処分3は、本件運用が継続して行われるという請求人の期待に反した形で行われており、処分庁は請求人の期待に配慮する義務に違反しており違法であるといえるから、本件処分3を取り消すべきであるとする審査請求人の主張には理由がある。

(6) 本件処分4の適法性について

本件処分4は、上記2(3)フの保護変更決定により変更されているため(なお、同フの処分も、後日、同への保護変更決定処分により変更されている。)、本件処分4の取消しを求める審査請求は、不服申立ての利益を欠き不適法である。

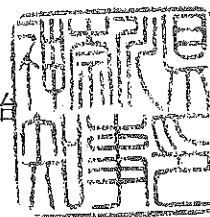
(7) 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分4の取消しを求める審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により却下する。

また、本件処分1の取消しを求める審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却し、本件処分2及び本件処分3の取消しを求める審査請求は理由があるから、同法第46条第1項の規定によりこれを取り消す。

平成30年9月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

入認
件運
けれ

人の
に違
とす

入認
件運
けれ

人の
に違
とす

め
い
き不

請求
。服審
しを
取り

審理員意見書

平成 30 年 2 月 19 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之

神奈川県審理員 小林 文子



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 [redacted] が平成 29 年 3 月 27 日付けで提起した処分庁 横浜市 [redacted] 福祉保健センター長による同年 1 月 23 日付け生活保護変更決定処分についての審査請求（平成 28 年度（審）第 126 号）について、その裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙 1 において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [redacted] を「請求人」という。
- 2 処分庁 横浜市 [redacted] 福祉保健センター長を「処分庁」という。
- 3 審査請求人 [redacted] の長女である [redacted] を「長女」という。
- 4 株式会社 [redacted] を「A社」という。
- 5 [redacted] を「ネイルスクール」という。
- 6 [redacted] 「B店」という。



別紙 1

1 結論

本件審査請求のうち、平成 29 年 1 月 23 日付け保護変更決定処分において、平成 30 年 2 月 1 日を実施年月日として決定した処分の取消しを求める部分に係る審査請求については却下されるべきであり、平成 29 年 11 月 1 日を実施年月日として決定した処分の取消しを求める部分に係る審査請求については棄却されるべきであり、平成 29 年 12 月 1 日及び平成 30 年 1 月 1 日を実施年月日として決定した処分は取り消されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、平成 29 年 1 月 23 日付けで、処分庁が請求人に対し、就労収入認定変更等を理由として、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項に基づき行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消しを求めて提起したものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙 2 のとおり

(3) 前提事実

当事者に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、横浜市[]区に長女及び長男とともに 3 人世帯として居住し、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び委任規則第 1 項第 3 号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から法第 25 条第 1 項及び第 2 項に規定する職権による保護の決定及び実施に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成 19 年 2 月 1 日を実施年月日として、処分庁は請求人世帯に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 平成 28 年 1 月 15 日、処分庁は請求人から、長女（当時高校 1 年生）が高校卒業と同時にネイル資格を取得してプロネイリストとして就職する夢ができ、通学費用を貯めるため、部活を辞めて 12 月からアルバイトを始めたとの報告を受け、高校 2 年生の 4 月（平成 28 年 4 月）から資格を取得できるネイルスクールに通学したので、その学費に充てるため、長女のアルバイト収入について収入認定除外できないか、との相談を受けた。

オ 同月 21 日付けで、請求人は A 社に対して、力の費用について学費ローンの申込

みをした。同ローンの申込書である「スクールプラン申込書」には、現金価格の合計 1,243,948 円、頭金 0 円、分割払手数料率（実質年率）4.5%、毎月分割支払金 30,000 円である旨が記載されている。

カ 同月 25 日、長女はネイルスクールに入学の申込みをした。「入学申込書」には、入学金、受講料、教材費を含めて総額 1,243,948 円、納付期限は受付時（平成 28 年 1 月 25 日）である旨が記載されている。

キ 同日、処分庁は請求人から、ネイルスクールの費用と収入に関する自立更生計画書を収受した。同計画書には次の内容が記載されている。

- ・ 自立するために必要となる経費
入学金、テキスト代、授業料、検定料
- ・ 収入認定除外する就労収入
就労先 B 店
毎月の収入金額（目安） 60,000 円
- ・ 経費の具体的な管理方法
口座管理（請求人の口座）
- ・ 経費の使用予定時期
平成 28 年 3 月末

ク 同日付け「控除計画表」には、キの自立更生計画書により申し出のあった経費に関して、次の内容が記載されている。

経費の管理方法 請求人の口座
 管理状況報告頻度 目標金額到達時 それ以降は収入申告の際に報告
 目標金額 141,468 円
 使用予定時期 平成 28 年 3 月
 控除計画

控除年月 (給与受領月)	毎月の収入充 当額（目安）	控除金額	控除残額
平成 28 年 1 月	27,373	27,373	114,095
平成 28 年 2 月	66,540	66,540	47,555
平成 28 年 3 月	47,555	47,555	0

ケ 同年 1 月 28 日及び同年 2 月 10 日、処分庁はケース診断会議を実施し、高校生のアルバイト収入の収入認定除外の取扱い（平成 28 年 4 月から、長女が高校通学と併せて通うネイルスクール入学費用等の収入認定除外が認められるか等）について、検討した結果、ネイルスクール入学金、授業料、検定料、テキスト代の全てを収入認定除外として認めることとした。

コ 同年 2 月 12 日、処分庁は請求人に対し、上記ケース診断会議の結果を伝えた。

サ 同月 18 日、処分庁は請求人及び長女から、長女がネイルスクールに申込みをしたとの報告を受けた。併せて、学費として毎月 3 万円の支払いがあるが、余力があ

れば収入の基礎控除分からも学費返済に充てていきたいとの意向を聴取した。

また、学費は保護者の口座からの振込となるため、請求人名義の口座を新しく開設し、入金を確認していくこととした。

同日の処分庁の記録には、「ネイルスクール費用総額」として、検定料を含めて 1,419,815 円と記載されている。

シ 同年 11 月 18 日、処分庁は請求人から、10 月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の給与明細書の写しを収受した。これらによると、請求人の同月の就労収入は 52,830 円であり、所得税は 1,618 円である。

ス 同日、処分庁は長女から、11 月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の給与明細書の写しを収受した。これらによると、長女の同月の就労収入は 41,147 円である。

セ 同年 11 月 21 日付けで、処分庁は請求人に対し、同年 11 月 1 日及び同年 12 月 1 日を実施年月日として、次のとおり、就労収入認定変更等を理由とする保護変更決定処分を行った。

<平成 28 年 11 月分>

最低生活費 291,170 円… (A)

生活扶助費	201,410 円
(基準生活費。冬季加算額 4,160 円を含む。)	
住宅扶助費	68,000 円
教育扶助費	9,490 円
一時扶助費 (高校基本額等)	42,270 円

収入充当額 89,183 円 (= ① + ② + ③ + ④) … (B)

就労収入 (請求人)	52,253 円
必要経費 (請求人)	△1,600 円
基礎控除 (請求人)	△18,800 円 (1 人目)
小計	31,853 円…①
児童扶養手当 (請求人)	47,330 円…②
児童手当 (請求人)	10,000 円…③
就労収入 (長女)	41,147 円
基礎控除 (長女)	△15,000 円 (2 人目)
未成年者控除 (長女)	△11,400 円
収入認定除外額 (長女)	△14,747 円
小計	0 円…④

支給額 201,987 円 (= (A) - (B))

また、同処分により発生した追加支給額 2,820 円については、同年 12 月 2 日に追加支給することとした。

<平成 28 年 12 月分 (以降)>

最低生活費	314,510 円… (A)
生活扶助費	224,750 円
(基準生活費。冬季加算額 4,160 円及び 12 月のみ期末一時扶助費 23,340 円を含む。)	
住宅扶助費	68,000 円
教育扶助費	9,490 円
一時扶助費（高校基本額等）	12,270 円
収入充当額	97,003 円 (=①+②+③+④) … (B)
就労収入（請求人）	52,253 円
必要経費（請求人）	△1,600 円
基礎控除（請求人）	△15,980 円（2 人目）
小計	34,673 円…①
児童扶養手当（請求人）	52,330 円…②
児童手当（請求人）	10,000 円…③
就労収入（長女）	68,733 円
必要経費（長女）	0 円
基礎控除（長女）	△20,400 円（1 人目）
未成年者控除（長女）	△11,400 円
収入認定除外額（長女）	△36,933 円
小計	0 円…④
支給額	217,507 円 (= (A) - (B))

- ソ 同年 12 月 2 日、処分庁は、上記セの決定処分に基づき、11 月分追加支給額 2,820 円及び 12 月分 217,507 円の合計 220,327 円を請求人に支給した。
- タ 同年 12 月 15 日、処分庁は請求人から、11 月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の給与明細書の写しを収受した。これらによると、請求人の同月の就労収入は 52,230 円であり、そのほか賞与 10,000 円がある。また、所得税は 1,906 円である。
- チ 同日、処分庁は長女から、12 月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の給与明細書及び源泉徴収票の写しを収受した。これらによると、長女の同月の就労収入は 100,980 円であり、そのほか還付税 22,153 円がある。
- ツ 平成 29 年 1 月分の定例支給日に、処分庁は、上記セの決定処分に基づき、同月分として 194,167 円（12 月分の 217,507 円から同月のみ支給される期末一時扶助費 23,340 円を除いた額）を請求人に支給した。
- テ 平成 29 年 1 月 17 日、処分庁は請求人から、平成 28 年 12 月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の給与明細書の写しを収受した。これらによると、請求人の同月の就労収入は 63,285 円であり、所得税は 1,800 円である。
- ト 同日、処分庁は長女から、同年 1 月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先の

給与明細書の写しを収受した。これらによると、長女の同月の就労収入は 77,587 円であり、そのほか報奨金（賞与）3,000 円がある。

ナ 同年 1 月 23 日付けで、処分庁は請求人に対し、平成 28 年 11 月 1 日、同年 12 月 1 日、平成 29 年 1 月 1 日及び同年 2 月 1 日をそれぞれ実施年月日として、次のとおり、就労収入認定変更等を理由とする保護変更決定処分（本件処分）を行った。

<平成 28 年 11 月分>

最低生活費	291,170 円… (A)
生活扶助費	201,410 円
(基準生活費。冬季加算額 4,160 円を含む。)	
住宅扶助費	68,000 円
教育扶助費	9,490 円
一時扶助費（高校基本額等）	12,270 円
収入充当額	98,942 円 (=①+②+③+④) … (B)
就労収入・賞与（請求人）	62,830 円 (52,830 円+10,000 円)
必要経費（請求人）	△1,618 円
基礎控除（請求人）	△19,600 円（1 人目）
小計	41,612 円…①
児童扶養手当（請求人）	47,330 円…②
児童手当（請求人）	10,000 円…③
就労収入（長女）	41,147 円
必要経費（長女）	0 円
基礎控除（長女）	△15,000 円（2 人目）
未成年者控除（長女）	△11,400 円
収入認定除外額（長女）	△14,747 円
小計	0 円…④
支給額	192,228 円 (= (A) - (B))

また、同処分により算定し直した同年 11 月分の支給額 192,228 円と上記セの決定処分に基づく既支給額 201,987 円との差額（保護費過支給額）として 9,759 円が発生した。… (X)

<平成 28 年 12 月分>

最低生活費	314,510 円… (A)
生活扶助費	224,750 円
(基準生活費。冬季加算額 4,160 円及び 12 月のみ期末一時扶助費 23,340 円を含む。)	
住宅扶助費	68,000 円
教育扶助費	9,490 円
一時扶助費（高校基本額等）	12,270 円

収入充当額 154,807 円 (=①+②+③+④+⑤) … (B)

就労収入（請求人）	52,230 円
必要経費（請求人）	△1,906 円
基礎控除（請求人）	△15,980 円（2 人目）
小計	34,344 円…①
児童扶養手当（請求人）	52,330 円…②
児童手当（請求人）	10,000 円…③
就労収入（長女）	100,980 円
必要経費（長女）	0 円
基礎控除（長女）	△23,600 円（1 人目）
未成年者控除（長女）	△11,400 円
収入認定除外額（長女）	△30,000 円
小計	35,980 円…④
税還付金（長女）	22,153 円…⑤

支給額 159,703 円 (= (A) - (B))

また、同処分により算定し直した同年 12 月分の支給額 159,703 円と上記
ソの既支給額 217,507 円との差額（保護費過支給額）として 57,804 円が発生した。
… (Y)

<平成 29 年 1 月分>

最低生活費 291,170 円… (A)

生活扶助費	201,410 円
(基準生活費。冬季加算額 4,160 円を含む。)	
住宅扶助費	68,000 円
教育扶助費	9,490 円
一時扶助費（高校基本額等）	12,270 円

収入充当額 124,402 円 (=①+②+③+④) … (B)

就労収入（請求人）	63,285 円
必要経費（請求人）	△1,800 円
基礎控除（請求人）	△17,000 円（2 人目）
小計	44,485 円…①
児童扶養手当（請求人）	52,330 円…②
児童手当（請求人）	10,000 円…③
就労収入・賞与（長女）	80,587 円 (77,587 円 + 3,000 円)
必要経費（長女）	0 円
基礎控除（長女）	△21,600 円（1 人目）
未成年者控除（長女）	△11,400 円
収入認定除外額（長女）	△30,000 円

小計 17,587 円…④
 支給額 166,768 円 (=A-B)

また、同処分により算定し直した同年 1 月分の支給額 166,768 円と上記
 ツの決定処分に基づく既支給額 194,167 円 (217,507 円-期末一時扶助費 23,340
 円)との差額(保護費過支給額)として 27,399 円が発生した。…(Z)

以上により、戻入総額 94,962 円 (=X (9,759 円) + Y (57,804 円) + Z
 (27,399 円))が発生し、同年 2 月から 4 月までの 3 か月に分割して 31,654 円ず
 つ収入充当することとした。

<平成 29 年 2 月分(以降)>

最低生活費 291,170 円…(A)

生活扶助費 201,410 円
 (基準生活費。冬季加算額 4,160 円を含む。)
 住宅扶助費 68,000 円
 教育扶助費 9,490 円
 一時扶助費(高校基本額等) 12,270 円

収入充当額(当月分) 167,182 円 (=①+②+③+④) …(B)

就労収入(請求人) 113,285 円
 必要経費(請求人) △1,800 円
 基礎控除(請求人) △24,800 円(1 人目)
 小計 86,685 円…①
 児童扶養手当(請求人) 52,330 円…②
 児童手当(請求人) 10,000 円…③
 就労収入(長女) 77,587 円
 必要経費(長女) 0 円
 基礎控除(長女) △18,020 円(2 人目)
 未成年者控除(長女) △11,400 円
 収入認定除外額(長女) △30,000 円
 小計 18,167 円…④

収入充当額(繰越分) 31,654 円…(C)

支給額 92,334 円 (= (A) - (B) - (C))

ニ 同年 2 月 2 日、処分庁は、上記ナの決定処分に基づき、同月分として 92,334 円
 を請求人に支給した。

ヌ 同月 17 日、処分庁は長女から、2 月分の収入申告書及び挙証資料として勤務先
 の給与明細書の写しを収受した。これらによると、長女の同月の就労収入は 84,294
 円であり、所得税は 180 円である。

ネ 同月 20 日付けで、処分庁は請求人に対し、同月 1 日を実施年月日として、次の
 とおり、就労収入認定変更を理由とする保護変更決定処分を行った。

<平成 29 年 2 月分>

最低生活費 291,170 円… (A)

生活扶助費	201,410 円
(基準生活費。冬季加算額 4,160 円を含む。)	
住宅扶助費	68,000 円
教育扶助費	9,490 円
一時扶助費 (高校基本額等)	12,270 円

収入充当額 (当月分) 160,289 円 (=①+②+③+④) … (B)

就労収入 (請求人)	121,479 円
必要経費 (請求人)	△1,934 円
基礎控除 (請求人)	△25,600 円 (1 人目)
小計	93,945 円…①
児童扶養手当 (請求人)	52,330 円…②
児童手当 (請求人)	10,000 円…③
就労収入 (長女)	84,294 円
必要経費 (長女)	△180 円
基礎控除 (長女)	△18,700 円 (2 人目)
未成年者控除 (長女)	△11,400 円
収入認定除外額 (長女)	△50,000 円
小計	4,014 円…④

収入充当額 (繰越分) 31,654 円… (C)

支給額 99,227 円 (= (A) - (B) - (C))

また、当該処分により算定し直した同年 2 月分の支給額 99,227 円と上記二の既支給額 92,334 円との差額 (保護費不足額) 6,893 円については、追加支給することとした。

<平成 29 年 3 月分>【略】

ノ 同年 4 月 18 日付けで、処分庁は請求人に対し、同年 2 月 1 日を実施年月日として、次のとおり、就労収入認定変更を理由とする保護変更決定処分を行った。

<平成 29 年 2 月分>

最低生活費 291,170 円… (A)

生活扶助費	201,410 円
(基準生活費。冬季加算額 4,160 円を含む。)	
住宅扶助費	68,000 円
教育扶助費	9,490 円
一時扶助費 (高校基本額等)	12,270 円

収入充当額 (当月分) 156,275 円 (=①+②+③+④) … (B)

就労収入（請求人）	121,479 円
必要経費（請求人）	△1,934 円
基礎控除（請求人）	△25,600 円（1 人目）
小計	93,945 円…①
児童扶養手当（請求人）	52,330 円…②
児童手当（請求人）	10,000 円…③
就労収入（長女）	84,294 円
必要経費（長女）	0 円
基礎控除（長女）	△18,700 円（2 人目）
未成年者控除（長女）	△11,400 円
収入認定除外額（長女）	△54,194 円
小計	0 円…④

収入充当額（繰越分） 31,654 円…（C）

支給額 103,241 円（＝（A）－（B）－（C））

また、当該処分により算定し直した同年 2 月分の支給額 103,241 円と上記ネの決定により算定した支給額 99,227 円との差額（保護費不足額）4,014 円については、追加支給することとした。

<平成 29 年 5 月分（以降）>【略】

ハ 平成 28 年 11 月から平成 29 年 2 月までおける長女のネイルスクールの学費として請求人の口座から振り込まれた金額は次のとおりである。

平成 28 年 11 月 28 日	30,000 円
同年 12 月 27 日	30,000 円
平成 29 年 1 月 27 日	30,000 円
同年 2 月 27 日	70,000 円

3 審理関係人の主張の要旨

（1）請求人の主張の要旨

次の理由により、「本件処分を取り消す」との裁決を求める。

ア 処分庁は、ネイルスクール入学金、授業料、検定料、テキスト代すべてをアルバイト収入の収入認定除外として認めるとしているが、アルバイト収入の一部しか除外されていない。

イ 平成 29 年 4 月 18 日、処分庁は就労収入認定変更を決定し、決定通知書を交付したとあるが、請求人の申告によりもう一度認定を見直した結果により、収入認定が違って追給額があり、決定通知書が交付されたとみられる。

ウ 平成 28 年 12 月の長女の収入が多かったのもあるが、アルバイト収入の収入認定除外の認識が今までと違うと感じた。

エ 処分庁は、アルバイト収入の範囲において可能な限り全額をアルバイト代から除外していると弁明しているが、アルバイト収入は全額ではなく一部である。全額を除外するということは、月々の預入金額（検定料）こそがアルバイト収入の全額にあたると主張したい。

オ どうしても 12 月の長女の収入認定額と還付金に対する計算方法に不明な点があり書類を持って来所、その場では説明ができず明らかに計算が違う様子で、提出した書類を預かるとのことで帰宅したが、まだ説明がない。

カ 今回の審査請求に係る平成 28 年 12 月から平成 29 年 2 月までの重要な期間の書類の提出不足、12 月の計算の不明点のため、もう一度正確にわかるように計算の見直しをしてほしい。認定額が変更になると推測される。

（2）処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

ア 処分庁は、長女のネイルスクールのその月の学費について、請求人及び長女の申告に基づき、長女のアルバイト収入の範囲において可能な限り全額を長女のアルバイト収入から除外している。

イ 上記について、処分庁はケース診断会議を行い、組織的に判断をしている。

ウ よって、本件処分は何ら不当、違法なものではない。

4 理由

（1）本件処分は、請求人世帯に係る就労収入認定変更等を理由として、処分庁が請求人に対し、法第 25 条第 2 項に基づき、平成 28 年 11 月 1 日、同年 12 月 1 日、平成 29 年 1 月 1 日及び同年 2 月 1 を実施年月日として行ったものであり、請求人は、本件処分において、長女のアルバイト収入のうち一部しか収入認定から除外されていないとして、不服を申し立てているものと解される。

（2） 高校生のアルバイト収入について

ア 未成年者がアルバイト等の就労をした場合の収入については、収入認定の原則どおり、基礎控除及び未成年者控除（以上、次官通知第 8 3（4））を適用して、収入認定額を算定することになる。

イ また、収入として認定しないもの（収入認定除外）として、次官通知第 8 3（3）にアからチまで列举されており、同クには次のとおり示されている。

「ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く。）

（ア）【略】

（イ）当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額」

ウ さらに、「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いについては、課長通知第 8 問 58-2 において、次のとおり示されている。

「 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第 8 の（3）のクの（イ）に該当するものとして、当該被保護者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入として認定しないこととし、また、経費の内容及び金額によって、一定期間同様の取扱いを必要とするときは、その取扱いを認めて差しつかえない。

収入として認定しない取り扱いを行なうにあたっては、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理することにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該金銭が他の目的にしようされていないことを確認すること。（中略）

1 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。

2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

（1）自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費（技能修得費の給付対象となるものを除く）

（2）就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。）

（3）・（4） 【略】

3 当該被保護者から提出のあった自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告を行うことが可能と認められる者であること。」

（3）本件処分の適法性について

ア 本件審査請求の争点は、高校生である長女のアルバイト収入に係る収入認定除外額に違法又は不当な点がないといえるかという点にある。高校生のアルバイト収入を収入認定除外する場合の取扱いは、上記（2）ウのとおり課長通知第 8 問 58-2 に示されているから、以下、これに示された 3 要件に沿って検討する。

（a）要件 1 について

上記 2（3）エのとおり、長女の希望、意思は明確であり、部活は辞める旨を申し出ているから、新たにネイルスクールに通学することが必ずしも学業に支障があるとまでは言えない。また、ネイルの資格の取得は長女が希望するネイリストとしての就職に有用といえるから、特に自立助長に効果的であると認められる。

（b）要件 2 について

ネイリストとして就職するためにネイルの資格を取得しようとするものであって、当該経費の内容は、自立更生計画書に「入学金、テキスト代、授業料、検定料」として明記されているから（上記 2（3）キ）、具体的かつ明確といえる。また、金額についても一定程度明確といえるから（上記 2（3）オ及びサ）、（1）に該当すると認められる。

（c）要件 3 について

処分庁は、自立更生計画書の内容について、平成 28 年 1 月 25 日の控除計画表の内容（上記 2（3）ク）及び同年 2 月 12 日の請求人への連絡（上記 2（3）コ）により承認しているものと認められるところ、その内容について、以下検討する。

A 社への「スクールプラン申込書」には、現金価格の合計として 1,243,948 円、分割払手数料率は 4.5%と記載され、ネイルスクールへの入学申込書には、入学金、受講料、教材費を含めて総額 1,243,948 円、納付期限は受付時（平成 28 年 1 月 25 日）と記載されている（上記 2（3）オ及びカ）。

また、自立更生計画書には、必要となる経費として「入学金、テキスト代、授業料、検定料」、経費の使用予定時期は「平成 28 年 3 月末」と記載されている（上記 2（3）キ）。

そして、ケース診断会議では、分割払いに係る手数料も含めて検討を行い、その結果、「ネイルスクール入学金、授業料、検定料、テキスト代の全てを収入認定除外として認める」とした結論においても、当該手数料を特に除外する旨の判断が含まれているとは認められず、当該結論は請求人にも伝えている（上記 2（3）ケ及びコ）。

- （d）以上のことを総合的に考慮すると、長女のアルバイト収入に関する収入認定除外については、課長通知第 8 問 58-2 の要件を一応満たしているといえる。そして、処分庁は、正確な金額を確認して行ったとまでは言えないものの、ネイルスクールにかかる経費すべて（以下「ネイルスクールの学費等」という。）を対象として、その経費に充てる限りにおいては、長女の就労収入は収入認定から除外するという内容により、自立更生計画を承認したものと解される。

したがって、長女の就労収入は、ネイルスクールの学費等の支払に充てられる限り、全額が収入認定から除外されるべきである。

- （e）以下、この承認内容を踏まえ、本件処分の適法性について、平成 28 年 11 月分に係る部分（以下「本件処分 1」という。）、同年 12 月分に係る部分（以下「本件処分 2」という。）、平成 29 年 1 月分に係る部分（以下「本件処分 3」という。）、同年 2 月分に係る部分（以下「本件処分 4」という。）に分けて検討する。

- （f）なお、処分庁は、入学前は課長通知第 8 問 58-2 により、入学後は課長通知第 8 問 58 に基づき認定したものであり（以上、当職からの質問に対する回答）、

月々の支払額を収入認定から除外し、可能な限り全額を除外していると主張する。

しかしながら、ネイルスクールの学費等は、課長通知第8問58の「私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、又はクラブ活動費（中略）、学習塾費等にあてられる費用」のいずれにも該当するとはいえない。また、前述したとおり、高校生のアルバイト収入を「就労や早期の保護脱却に資する経費」として収入認定除外する場合の取扱いが課長通知第8問58-2に示されているから、入学前は問58-2、入学後は問58に基づくとする処分庁の主張は採用できない。

イ 本件処分1について（平成28年11月分）

（ア）支給額は、次官通知第10により、最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされているから、まず、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に基づき、平成28年11月の請求人世帯における最低生活費を算定すると、上記2（3）ナに記載のとおり、291,170円となり、誤りはない。

（イ）請求人の就労収入、賞与及び児童扶養手当等収入について

a 処分庁が、同年10月の請求人の就労収入を翌月である11月の収入として計上したことは、局長通知第10 2（7）オの取扱いによるものと認められる。ただし、賞与は、局長通知第8 1（1）ア（カ）に基づき、支給当月に収入認定したものである。

b 就労収入額（賞与を含む。）は62,830円、必要経費は所得税1,618円で誤りはない。

c 基礎控除額は、次官通知第8 3（4）別表に、就労収入の月額及び就労収入を得ている世帯員の人数に応じて定められており、また、世帯員が2人以上就労している場合は、収入額の最も多い者に同別表の1人目の欄を適用し、その他の者に2人目以降の欄を適用することとされているから（局長通知第8 3（1）ウ）、「1人目」の19,600円で誤りはない。

d よって、請求人の就労収入に係る収入充当額は、41,612円（62,830円－1,618円－19,600円）となる。

e 児童扶養手当47,330円、児童手当10,000円については、次官通知第6及び局長通知第6により、特にその活用を図ることとされている児童扶養手当法及び児童手当法に基づき支給された各手当について、次官通知第8 3（2）ア（ア）及び局長通知第8 1（4）アに基づき収入認定したものであり、誤りはない。

f 以上により、請求人の就労収入、賞与及び児童扶養手当等収入に係る収入充当額は、合計98,942円（41,612円＋47,330円＋10,000円）となる。

（ウ）長女の就労収入について

a 就労収入額は41,147円であり、誤りはない。

b 基礎控除額は、次官通知第 8 3（4）別表により、「2 人目」の 15,000 円で誤りはない。

c 未成年者控除額は、次官通知第 8 3（4）及び局長通知第 8 3（3）に基づき、11,400 円で誤りはない。

d 上記アで検討したとおり、長女の就労収入は、ネイルスクールの学費等の支払に充てるものとして、全額が収入認定から除外されるべきである。

よって、11 月の就労収入額 41,147 円から、基礎控除 15,000 円及び未成年者控除 11,400 円がまず控除され、収入認定除外額は 14,747 円（41,147 円－15,000 円－11,400 円）となり、結局長女の就労収入は全額が収入認定されないことになる。

（エ）以上により、11 月の収入充当額は合計 98,942 円（98,942＋0 円）となり誤りはない。

（オ）そして、次官通知第 10 に基づき、最低生活費 291,170 円から収入充当額 98,942 円を差し引くと 192,228 円となるから、本件処分 1 による 11 月分の支給額の算定に誤りはない。

（カ）以上により、本件処分 1 は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき行われたものであり、その他に誤りは認められないから、本件処分 1 を取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

ウ 本件処分 2 について（平成 28 年 12 月分）

（ア）上記イ（ア）と同様に、保護基準に基づき、平成 28 年 12 月の請求人世帯における最低生活費を算定すると、上記 2（3）ナに記載のとおり、314,510 円となり、誤りはない。

（イ）請求人の就労収入及び児童扶養手当等収入について

a 処分庁が、同年 11 月の請求人の就労収入を翌月である 12 月の収入として計上したことは、局長通知第 10 2（7）オの取扱いによるものと認められる。

b 就労収入額は 52,230 円、必要経費は所得税 1,906 円で誤りはない。

c 基礎控除額は、次官通知第 8 3（4）別表により、「2 人目」の 15,980 円で誤りはない。

d よって、請求人の就労収入に係る収入充当額は、34,344 円（52,230 円－1,906 円－15,980 円）となる。

e 児童扶養手当 52,330 円、児童手当 10,000 円については、次官通知第 8 3（2）ア（ア）及び局長通知第 8 1（4）アに基づき収入認定したものであり、誤りはない。

f 以上により、請求人の就労収入及び児童扶養手当等収入に係る収入充当額は、合計 96,674 円（34,344 円＋52,330 円＋10,000 円）となる。

（ウ）長女の就労収入及び税還付金について

- a 就労収入額は 100,980 円であり、誤りはない。
- b 基礎控除額は、次官通知第 8 3（4）別表により、「1 人目」の 23,600 円で誤りはない。
- c 未成年者控除額は、次官通知第 8 3（4）及び局長通知第 8 3（3）に基づき、11,400 円で誤りはない。
- d 長女の就労収入について、処分庁は、就労収入から基礎控除及び未成年者控除をした上で、当月に A 社に支払った額である 30,000 円のみを収入認定除外額として認定し、残額の 35,980 円（109,980 円－23,600 円－11,400 円－30,000 円）を収入充当額としている。

しかしながら、上記アで検討したとおり、長女の就労収入は、ネイルスクールの学費等の支払に充てるものとして全額が収入認定から除外されるべきである。

よって、12 月の就労収入額 100,980 円から、基礎控除 23,600 円及び未成年者控除 11,400 円を控除した上で、その残額 65,980 円（100,980 円－23,600 円－11,400 円）すべてが収入認定除外額とされるべきであり、処分庁が 35,980 円を収入充当額として認定したことは不当と言わざるを得ない。

- e なお、税還付金については、次官通知第 8 3（2）ア（ア）の「その他の公の給付」に準じる収入として全額の 22,153 円を認定したものと認められ、誤りはない。
- （エ）以上により、本件処分 2 には、長女の就労収入に係る収入認定除外額に誤りがあると言えるから、本件処分 2 を取り消すべきとする請求人の主張には理由がある。

エ 本件処分 3 について（平成 29 年 1 月分）

- （ア）上記イ（ア）と同様に、保護基準に基づき、平成 29 年 1 月の請求人世帯における最低生活費を算定すると、上記 2（3）ナに記載のとおり、291,170 円となり、誤りはない。
- （イ）請求人の就労収入及び児童扶養手当等収入について
 - a 処分庁が、平成 28 年 12 月の請求人の就労収入を翌月である平成 29 年 1 月の収入として計上したことは、局長通知第 10 2（7）オの取扱いによるものと認められる。
 - b 就労収入額は 63,285 円、必要経費は所得税 1,800 円で誤りはない。
 - c 基礎控除額は、次官通知第 8 3（4）別表により、「2 人目」の 17,000 円で誤りはない。
 - d よって、請求人の就労収入に係る収入充当額は、44,485 円（63,285 円－1,800 円－17,000 円）となる。
 - e 児童扶養手当 52,330 円、児童手当 10,000 円については、次官通知第 8 3

(2) ア (ア) 及び局長通知第 8 1 (4) アに基づき収入認定したものであり、誤りはない。

f 以上により、請求人の就労収入及び児童扶養手当等収入に係る収入充当額は、合計 106,815 円 (44,485 円 + 52,330 円 + 10,000 円) となる。

(ウ) 長女の就労収入について

- a 就労収入額 (賞与を含む。) は 80,587 円で誤りはない。
- b 基礎控除額は、次官通知第 8 3 (4) 別表により、「1 人目」の 21,600 円で誤りはない。
- c 未成年者控除額は、次官通知第 8 3 (4) 及び局長通知第 8 3 (3) に基づき、11,400 円で誤りはない。
- d 長女の就労収入について、処分庁は、就労収入から基礎控除及び未成年者控除をした上で、当月に A 社に支払った額である 30,000 円のみを収入認定除外額として認定し、残額の 17,587 円 (80,587 円 - 21,600 円 - 11,400 円 - 30,000 円) を収入充当額としている。

しかしながら、上記アで検討したとおり、長女の就労収入は、ネイルスクールの学費等の支払に充てるものとして全額が収入認定から除外されるべきである。

よって、1 月の就労収入額 80,587 円から、基礎控除 21,600 円及び未成年者控除 11,400 円を控除した上で、その残額 47,587 円 (80,587 円 - 21,600 円 - 11,400 円) すべてが収入認定除外額とされるべきであり、処分庁が 17,587 円を収入充当額として認定したことは不当と言わざるを得ない。

(エ) 以上により、本件処分 3 には、長女の就労収入に係る収入認定除外額に誤りがあると言えるから、本件処分 3 を取り消すべきとする請求人の主張には理由がある。

オ 本件処分 4 について (平成 29 年 2 月分)

本件処分 4 は、上記 2 (3) ネの保護変更決定処分により変更されているため (なお、同ネの処分も、後日、同ノの保護変更決定処分により変更されている。)、本件処分 4 の取消しを求める審査請求は、不服申立ての利益を欠き不適法である。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分 4 の取消しを求める審査請求は不適法であるから、行審法第 45 条第 1 項の規定により、却下されるべきである。

また、本件審査請求のうち、本件処分 1 の取消しを求める審査請求は理由がないから、同法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきであり、本件処分 2 及び本件処分 3 の取消しを求める審査請求は理由があるから、同法第 46 条第 1 項の規定により取り消されるべきである。

別紙 2

ア 法

（保護の補足性）

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

（基準及び程度の原則）

第 8 条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（実施機関）

第 19 条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前 3 項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

（職権による保護の開始及び変更）

第 25 条 【略】

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）

3 【略】

（届出の義務）

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

第 6 他法他施策の活用

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることが

できると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

第 8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

1 【略】

2 収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前 3 箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア 勤労（被用）収入

(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、（中略）手当等の収入総額を認定すること。

(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、（4）によるほか、社会保険料、所得税、（中略）通勤費等の実費の額を認定すること。

イ～エ 【略】

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）

(イ) 【略】

イ～エ 【略】

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア～キ 【略】

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く。）

(ア) 【略】

(イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

ケ～チ 【略】

(4) 勤労に伴う必要経費

(1) のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必

要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。

なお、（中略）未成年者については、別に定めるところにより、月額 1 万 1400 円をその者の収入から控除すること。

（5）【略】

別表

基礎控除額表（月額）

収入金額別区分	1 人目	2 人目以降
円 円	円	円
【略】	【略】	【略】
39,000～42,999	【略】	15,000
【略】	【略】	【略】
51,000～54,999	18,800	15,980
【略】	【略】	【略】
59,000～62,999	19,600	【略】
63,000～66,999	【略】	17,000
67,000～70,999	20,400	【略】
【略】	【略】	【略】
75,000～78,999	【略】	18,020
79,000～82,999	21,600	【略】
83,000～86,999	【略】	18,700
【略】	【略】	【略】
99,000～102,999	23,600	【略】
【略】	【略】	【略】
111,000～114,999	24,800	【略】
【略】	【略】	【略】
119,000～122,999	25,600	【略】
【略】	【略】	【略】

第 10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第 8 によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。（後略）

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

第 6 他法他施策の活用

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。（中略）

1～25 【略】

26 児童扶養手当法

27 【略】

28 児童手当法

29～39 【略】

第 8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

(1) 勤労（被用）収入

ア 常用収入

(ア) ～ (オ)

(カ) 賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。（後略）

イ～エ【略】

(2) ・ (3) 【略】

(4) 恩給、年金等の収入

ア（前略）児童扶養手当法等による給付で、6 か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

イ 【略】

(5) 【略】

2 【略】

3 勤労控除の取扱い

(1) 基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額（中略）に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ 基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第 8 の 3 の (1) のアによる勤労（被用）収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額（中略）によること。

ウ 世帯員が 2 人以上就労している場合には、イによる収入額の最も多い者については、次官通知別表の基礎控除額表の 1 人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ別表の 2 人目以降の欄を適用すること。

(2) 【略】

(3) 未成年者控除

ア 未成年者（20 歳未満の者をいう。）については、その者の収入から月額 1 万 1400 円を控除すること。（後略）

イ 【略】

4 【略】

第 10 保護の決定

1 【略】

2 保護の要否及び程度の決定

(1) ～ (6) 【略】

(7) 扶助費支給額又は本人支払額の算定（以下「支給額の算定」という。）は、次により行なうこと。

ア～エ 【略】

オ （前略）保護継続中の者が新たに就職した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不相当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行なうこと。また、この取扱いの適用を受けた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであること。

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（後略）

エ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）

第 8

問 58 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）、学習塾費等にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよい。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問 58 の 2 次官通知第 8 の 3 の (3) のクの (イ) にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いを具体的に示されたい。

答 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第 8 の (3) のクの (イ) に該当するものとして、当該被保護者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入として認定しないこととし、また、経費の内容及び金額によって、一定期間同様の取扱いを必要とするときは、その取扱いを認めて差しつか

えない。

収入として認定しない取り扱いを行なうにあたっては、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理することにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該金銭が他の目的に使用されていないことを確認すること。

なお、当該金銭を使用した場合は、保護の実施機関が承認した下記 2 の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めること。ただし、当初承認した目的以外であっても、その使用目的が下記 2 の目的の範囲内であることが認められる場合にあっては、この限りではない。

- 1 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。
- 2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。
 - (1) 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費（技能修得費の給付対象となるものを除く）
 - (2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学科等に限り。）
 - (3) ・ (4) 【略】
- 3 当該被保護者から提出のあった自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告を行うことが可能と認められる者であること。

第 10 保護の決定

問 11 局長通知第 10 の 2 の (8) では、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の被保護者からの返納額の取扱いを示しているが、実施機関からの追加支給を行うべき場合においても同様に考えて、次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整して差しつかえないか。

答 次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。

この場合、扶助費支給額の変更決定を行うべき時点は、保護の基準、次官通知、局長通知に定めるところのほか、次に掲げるところを基準とされたい。

- 1 予測し得ない事情の変化により、当該月の収入認定額よりも実際の収入額

が著しく過少となり、かつ、当該月内において以後必要な追加収入額が得られないと認められる等、扶助費追加支給の必要があると認められる場合は、その事実を確認した日に直ちに所要の変更手続をとること。

- 2 収入額の変動があった場合であって1以外のときは、法第 61 条により被保護者から当該月の収入に変動があった旨の届出があった場合であって、当該月の実収入総額を確認したうえ次官通知第 8 の 2 に示す収入額の認定の原則、局長通知第 8 及び第 10 等により示すところによって認定した収入額と比較し、かつ、その他の事情をも勘案した結果、当該世帯の最低生活の維持に著しい支障をきたす事実を確認したときに所要の変更手続をとること。

オ 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成 13 年横浜市規則第 111 号。以下「委任規則」という。）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 4 項（中略）の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(1) ・ (2) 【略】

(3) 法第 25 条第 1 項及び第 2 項に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。

(4) ～ (22) 【略】

